

令和4年度
山梨県DX研修実施事業費補助金
募集要領

<募集期間>

令和4年11月17日(木)～令和5年2月28日(火)

<お問い合わせ先>

山梨県 知事政策局 DX推進グループ

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

TEL : 055-223-1720

E-mail : dx@pref.yamanashi.lg.jp

1. 事業目的

本補助金は、本県の社会全体のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進するため、企業等が自社のDX推進を目的に実施する研修（以下「DX研修」という。）に要する経費を補助する。

2. 事業内容

2.1. 事業実施主体

補助金の対象となる補助事業者とは、は次に掲げるものを言う。

- (1) 山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）とする。
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- (4) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (5) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
- (6) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号又は中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第3項第4号若しくは第4項第3号に掲げる共同出資会社又はこれに準じる会社
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人
- (10) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める者
- (12) (1)～(11)に掲げるものが共同で実施する場合の代表者

2.2. 補助対象事業、経費及び補助率

補助対象事業、経費および補助率は、次のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
D X 推進 に資する 研修事業	<p>・ 補助事業者が自組織（共同で実施する場合は共同実施する組織も含む）に対して実施するD X 推進に資する研修事業であり、外部講師を伴う10人以上を対象とした研修に要する費用（研修に必要な物品のみを購入する場合は対象とならない）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費（外部講師謝金等） 2 旅 費（外部講師旅費等） 3 使用料及び賃借料（研修会場使用料、機器賃借料等） 4 委託費（研修企画、運営、実施までの研修業務一式の委託等） 	<p>当該経費の 3分の2 （補助上限 額200千 円）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

3. 応募方法

山梨県DX研修実施事業費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載するとともに必要書類を添付し、山梨県知事政策局DX推進グループあて郵送（募集期間内必着）又は持参する。

<募集期間>

令和4年11月17日（木）～令和5年2月28日（火）

- ※ 申請額の合計額が予算額を超過した場合には、募集期間内であってもその時点で募集を締め切る場合がある。
- ※ 他の補助金等と併用して申請することはできないので留意すること。

<研修の実施期限>

令和5年3月6日（月）までに実施完了となるDX研修

<受付時間>

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

- ※ 応募上の注意事項
 - ア 提出された申請書等一式は返却しない。
 - イ 申請に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない（県の政策に係る情報提供は除く）。
 - ウ 申請に要する費用は、応募者が負担する。

<添付書類>

補助金交付申請書（様式第1号）に下記添付書類を添えて提出すること。

- ・ 申請者調書（様式第1号の2）
- ・ 事業計画書（様式第1号の3）
- ・ 収支予算書（様式第1号の4）
- ・ 誓約書（様式第1号の5）

※申請書は山梨県知事政策局DX推進グループのホームページからダウンロードすること。

https://www.pref.yamanashi.jp/dx/dx_training_hojokin.html

4. 補助金の支払い

申請者より申請書類を受領後、その内容を審査し適正と認められる場合は交付決定通知書（様式第2号）を送付する。

研修実施後、申請者より実績報告書（様式第4号）を受領後、内容を精査し補助金交付額の確定通知書（様式第5号）を送付し、補助金を支払う。

なお、実績報告はDX研修が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年3月10日（金）のいずれか早い期日までに提出することとし、補助金の振込先となる口座は原則、法人口座とする。

5. その他

事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間は整理保管しておくこと。

6. 補助金申請から支払いまでのフロー

